

議案第 9 1 号

亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成26年亀山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀山市下水道事業の設置等に関する条例

第1条中「（以下「公共下水道事業」を「及び農業集落排水事業（以下「下水道事業」に改める。

第2条第2項中「公共下水道事業」を「下水道事業」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 農業集落における農業用排水の水質保全及び環境衛生の向上を図るため、農業集落排水事業を設置する。

第3条第1項中「公共下水道事業」を「下水道事業」に改め、同条に次の1項を加える。

3 農業集落排水事業の処理施設の名称、位置及び処理すべき区域は、亀山市農業集落排水処理施設条例（平成17年亀山市条例第124号）別表第1に定めるとおりする。

第4条から第6条まで並びに第7条第1項及び第2項第3号中「公共下水道事業」を「下水道事業」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（亀山市特別会計条例の廃止）

2 亀山市特別会計条例（平成17年亀山市条例第49号）は、廃止する。